

## 第5回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和5年11月24日（金）
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 12人  
1番 小野寺昭一 3番 佐藤美頭雄 4番 齊藤哲子 5番 開澤克明  
6番 松田直人 7番 鈴木英博 9番 坂上 修 10番 西永和美  
11番 寺崎秀子 12番 安田周司 13番 山崎禎彦 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 2番 酒井雅憲、8番 北村浩光
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 9番 坂上 修、10番 西永和美
- 9 議事内容

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農業経営改善計画の認定通知について  
報告第3号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について  
報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について  
議案第1号 土地の現況証明書の交付について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第 5 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 12 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、9 番委員、10 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございませう。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案 3 頁から 6 頁までになりますのでご覧ください。  
番号が 18 番から 22 番までの 5 件です。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。  
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 頁から 9 頁になりますので併せてご確認ください。  
  
続きまして、議案 7 頁をご覧ください。  
報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。  
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。  
議案は 8 頁になりますのでご覧ください。  
1 件の通知がありました。  
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。  
  
続きまして、議案 10 頁をご覧ください。  
報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございませう。  
北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員の指名について、専決

処分しましたので報告します。

番号が 5 番から 9 番までの 5 件の案件で、現地確認委員は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 11 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」でございます。

令和 5 年 10 月 25 日開催の第 4 回鷹栖町農業委員会定例会において、会長専決で取り進めることに承認いただいた転用許可案件について、令和 5 年 11 月 2 日に転用許可を行ったので報告します。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事

それでは、議案 12 頁をご覧ください。

議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案 13 頁、14 頁をご覧ください。

番号が 5 番から 9 番までの 5 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

調査票、航空写真、現地写真は、別冊、説明資料の 10 頁から 23 頁に載せてありますので併せてご確認ください。

報告第 3 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いましたので、5 番から 9 番までの案件について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

説明は以上です。

7 番委員

はい、5 番の案件について、11 月 1 日、山崎職務代理、斉藤委員、安田委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出農地は、山林として利用しており、年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

14 番委員

はい、6 番から 9 番までの案件について、11 月 6 日、佐藤委員、酒井委員、私と事務局で現地調査を行いました。

6 番から 8 番までの願出農地は、宅地として利用してから年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。

9 番の願出農地は、原野化しており、年数が相当経過しているため、農

地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いいたします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主事 次回の定例会についてですが、12月20日（水）16時30分からと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員 問題無し。

主事 それでは、12月20日（水）16時30分からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きまして、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

（別添の資料で説明）

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 5 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。